

(4) 法律に基づいて配置されている女性の委員、相談員の数

省 庁 名	委 員 名	総 数	女 性	女性の割合	男 性	男性の割合	調査時点
最高裁判所	民 事 調 停 委 員	13,444 人	2,476 人	18.4 %	10,968 人	81.6 %	平成15.2. 1
	家 事 調 停 委 員	12,157	5,222	43.0	6,935	57.0	" 15.2. 1
	司 法 委 員	6,066	1,010	16.7	5,056	83.3	" 15.2. 1
	参 与 員	6,101	2,496	42.0	3,605	58.0	" 15.2. 1
総 務 省	行 政 相 談 委 員	4,759	1,504	31.6	3,255	68.4	" 15.5. 1
法 務 省	人 権 擁 護 委 員	13,998	4,814	34.4	9,184	65.6	" 15.1. 1
	保 護 司	49,205	12,110	24.6	37,095	75.4	" 15.1. 1
文 部 科 学 省	社 会 教 育 委 員	1,520	519	34.1	1,001	65.9	" 15.3.31
厚生労働省	民 生 委 員 ・ 児 童 委 員	196,383	108,222	55.1	88,161	44.9	" 15.3.31
	身 体 障 害 者 相 談 員	10,444	2,010	19.2	8,434	80.8	" 15.3.31
	婦 人 相 談 員	675	661	97.9	14	2.1	" 13.4. 1
	戦 傷 病 者 相 談 員	940	14	1.5	926	98.5	" 15.4. 1
	母 子 相 談 員	910	892	98.0	18	2.0	" 15.3.31
	知 的 障 害 者 相 談 員	3,940	2,254	57.2	1,686	42.8	" 15.3.31

- (注) 1. 民事調停委員、家事調停委員、司法委員、各委員については、最高裁判所調べ。
 2. 行政相談員は、総務省調べ。
 3. 人権擁護委員、保護司は、法務省調べ。
 4. 戦傷病者相談員は、厚生労働省調べ。
 5. その他については、各都道府県男女共同参画担当課の協力を得て、内閣府が取りまとめた。